

随意契約理由書

件名	西神・山手線ATC装置分解整備	
契約の相手方	大同信号 株式会社 大阪支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>業務対象のATC装置は、列車の運行を自動で制御するための信号保安設備で、常に良好な状態を維持するため、国土交通省令に基づく整備規程及び整備要領を定め、点検・整備を実施している。この装置に不具合が生じると重大な運行障害をもたらす可能性があり、常に良好な機器状態に維持しなければならない。そのためには、設備の劣化部品等を定期的に交換することが必要となる。本業務は、それらの電子部品等を取替えて機能の維持を図るもので、設備の機能及び回路を熟知した技術者が要求される。</p> <p>従って、この整備業務では、本装置の設計・開発・据付を行い、交換部品の製作及び取替え等の分解整備を行える上記業者以外では技術的に不可能である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課	(電話番号 791-6584)